

## 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成25年10月10日（木）

支出負担行為担当官

関東地方整備局 関東地方整備局長 深澤 淳志

### 1. 業務概要

(1) 業務名 防災ヘリコプター維持管理・運営事業

(2) 事業内容

1) 事業目的

国は、大規模災害等発生時における応急対策に必要な被災状況の把握、河川・道路の施設点検、危険箇所の把握、環境調査など治水・道路計画策定のための各種調査を的確に実施するため、昭和62年度から平成17年度までの間、8機の防災ヘリコプターを購入・整備し、日本全域をカバーできるよう各地方整備局に配備してきた。将来的にも、引き続き迅速かつ確実な災害対応等を図るため、現在の配備態勢を維持継続することが必要である。そのような中、関東地方整備局に配備されている現在の防災ヘリコプター「あおぞら号」は、導入後、25年を経過し、老朽化等を含め早急な更新が求められている。その際、本事業をPFI法に基づき実施することにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、防災ヘリコプターの維持管理・運営を行うことを目的とするものである。

2) 事業概要

主な業務は以下のとおりであるが、より詳細な業務内容については、募集要項等の参照のこと。

- ① 業務の全般管理に関する業務
- ② 防災ヘリコプターの確保に関する業務
- ③ 防災ヘリコプターの維持に関する業務
- ④ 防災ヘリコプターの運航に関する業務

(3) 履行期限 平成47年3月31日

## 2. 企画競争参加者の構成

- ① 企画競争参加者（以下「応募者」という）は、1. (2) 2) ①～④に掲げる業務を実施する予定の単独の企業等又は複数の企業等によって構成されるグループであること。
- ② グループを構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立しても構わない。なお、【SPCを設立する場合】もしくは【SPCを設立しない場合】における応募者は、以下の企業によって構成される。

### 【SPCを設立する場合】

用語	定義
代表企業	応募者のうち、応募手続を行う企業。
構成員	応募者のうち、代表企業以外の企業で、SPCに出資する企業。
協力企業	応募者のうち、SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者。

ただし、SPCを設立する場合は、次の要件を全て満たさなければならない。

- a. 代表企業及び構成員である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
- b. 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- c. SPCの株主は、原則として事業期間等終了時点までSPCの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行なわないこと。

### 【SPCを設立しない場合】

用語	定義
代表企業	応募者のうち、応募手続を行う企業。
構成員	応募者のうち、代表企業以外の企業。
協力企業	－（想定されない。）

ただし、SPCを設立せず、かつ応募者が複数企業による場合は、事

業契約締結までに次の要件を満たす共同企業体を設立しなければならない。

- a. 代表企業及び構成員の役割分担が明確になっていること。
- b. 代表企業及び構成員が分担業務に関して国及び第三者に与えた損害は当該構成員がこれを負担すること。
- c. 上記 b の規定にかかわらず、代表企業及び構成員はそれぞれ共同企業体として負うべき責任を免れないこと。

- ③ 応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、1.(2)2) ①～④に掲げる業務のうち、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、1.(2)2) ①～④に掲げる主な業務は、代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが実施するものとし、当該業務の全部又はその主たる部分全体を、応募者以外の者に一括で再委託等してはならない。
- ④ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、企画提案書の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上認めた場合は、この限りでない。
- ⑤ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。
- ⑥ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合は、この限りでない。
- ⑦ 上記⑥の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。
  - a. 資本関係がある場合  
以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(B)について子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。  
(A)親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(B)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b. 人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

c. その他優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記 a. 又は b. と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3. 企画競争参加資格要件

#### ① 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b. 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- c. 企画提案書の提出期限日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- d. 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)第10条第4号及び第6号から第9号までのいずれかに該当する者又はその者と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。
- e. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- f. 国が本事業に関する検討を委託した八千代エンジニアリング株式会社(同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所)と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- g. 募集要項に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

- ② 本事業防災ヘリコプターの確保を実施する企業の参加資格要件
1. (2) 2) ①～④のうち②本事業防災ヘリコプターの確保を実施する企業（以下「ヘリ確保企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。
    - a. 企画提案書の提出時点で、航空法第 3 条に基づく航空機登録を行った機体を所有していること（本事業における航空機登録を求めているものではない）。
- ③ 本事業防災ヘリコプターの維持を実施する企業の参加資格要件
1. (2) 2) ①～④のうち③本事業防災ヘリコプターの維持を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。
    - a. 平成 25・26・27 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A～D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
    - b. 日本国内の整備工場で日常的な維持管理を実施できること。
    - c. 以下の条件を全て満たす整備士を確保できる者であること。
      - (ア) 航空法で定める一等航空整備士の資格を取得している者を配置できること。
      - (イ) 航空法で定める当該ヘリコプターの技能証明を取得していること。
      - (ウ) 平成 20 年 4 月 1 日以降において、技能証明の取り消し又は停止処分を受けていないこと。
- ④ 本事業防災ヘリコプターの運航を実施する企業の参加資格要件
1. (2) 2) ①～④のうち④本事業防災ヘリコプターの運航を実施する企業（以下「ヘリ運航企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。
    - a. 平成 25・26・27 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A～D 等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
    - b. 航空法第 100 条に規定する航空運送事業を営み、当該ヘリコプターの運航管理施設等を確保できる者であること。
    - c. 以下の条件を全て満たす操縦士を複数名確保できる者であること。
      - (ア) 航空法で定める事業用操縦士の資格を取得している者を配置できること。
      - (イ) 航空法で定める当該ヘリコプターの技能証明を取得していること。

(ウ) 平成 20 年 4 月 1 日以降において、技能証明の取り消し又は停止処分を受けていないこと。

#### 4. 手続等

##### (1) 担当部局

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

国土交通省関東地方整備局 企画部 防災課

電話：048-600-1333

FAX：048-600-1376

電子メール：[kanto83-bousai08@ktr.mlit.go.jp](mailto:kanto83-bousai08@ktr.mlit.go.jp)

##### (2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

平成 25 年 10 月 10 日から平成 25 年 11 月 29 日まで

URL：<http://www.ktr.mlit.go.jp/>にて交付する。

##### (3) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

関東地方整備局ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/>)

##### (4) 企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成 25 年 11 月 29 日（金）18 時 00 分

提出場所：上記（1）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

##### (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、

提出された企画提案書について、ヒアリングを実施することがある。実施する場合には、後日、実施時期及び開催場所等詳細を応募企業もしくは応募グループの代表企業に連絡する。

(6) 企画提案書については、本事業に関する有識者等からなる委員会に対し、応募者の事業提案に対する評価についての調査審議を委ね、有識者等委員会による調査審議の結果を受けて、優先交渉権者を選定する。

## 5. その他

### (1) 提出書類の作成等に係る費用

応募者が本事業の応募手続きにおいて提出する書類（以下「提出書類」という。）の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

### (2) 募集要項等の承諾

応募者は、提出書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものととする。

### (3) 使用言語及び単位、時刻

提出書類は、様式集及び記載要領（資料-5）に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とする。

### (5) 提出書類の取り扱い・著作権等

#### a. 提出書類の変更等の禁止

誤字等を除き、提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

#### b. 著作権

本事業に関する企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。また、応募者の提出書類については、優先交渉権者の選定に関わる審査及び公表以外に応募者に無断で公表しない。なお、提出書類は返却しない。

#### c. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

### (6) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

### (7) 国からの提示資料の取り扱い

国が本事業の募集手続きにおいて提示する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

### (8) その他の詳細は募集要項等による。